令和3年第3回教育委員会臨時会議事録

令和3年3月12日(金)

杉並区教育委員会

教育委員会議事録

日 時 令和3年3月12日(金)午前9時30分~午前9時43分

場 所 教育委員会室

出席委員教育長白石高士委員對馬初音

委 員 久保田 福美 委 員 伊井 希志子

委 員 折井 麻美子

出席説明員 事務局次長 田中 哲 教育政策担当部長 大島 晃

庶 務 課 長 都 筑 公嗣

事務局職員 庶 務 係 長 佐 藤 守 担 当 書 記 春 日 隆 平

傍 聴 者 0名

会議に付した事件

(議案)

議案第13号 杉並区教育委員会幹部職員の任命について

議案第14号 杉並区立子供園幹部職員の任命について

議案第15号 職員の懲戒処分について

(報告事項)

(1) 区立学校教育管理職(校長・副校長)の人事異動について

目次

				LA	7																										7
	(1)	区	<u>\(\frac{1}{2} \)</u>	学	校	教	育	管	理	職	(校	長	•	副	校	長)	の	人	事	異	動	に	つ				
報	告	事	項																												
	議	案	第	15	号		職	員	の	懲	戒	処	分	に	つ	い	て	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	議	案	第	14	号		杉	並	区	<u>1</u>	子	供	遠	幹	部	職	員	0)	任	命	に	つ	V	て	•	•	•	•	•	•	5
	議	案	第	13	号		杉	並	区	教	育	委	員	会	幹	部	職	員	0)	任	命	に	つ	١ ر	て	•	•	•	•	•	4
議	案																														

教育長 それでは、ただいまから令和3年第3回杉並区教育委員会臨時会 を開催いたします。

本日の会議について、事務局よりご説明をお願いいたします。

庶務課長 本日の議事録の署名委員につきましては、教育長より事前に伊井委員との指名がございましたので、よろしくお願いいたします。

次に、本日の議事日程についてでございますが、議案3件、報告事項 1件を予定しております。

以上でございます。

教育長 それでは、本日の議事に入りますが、本日の案件につきましてはいずれも人事に関する案件でございますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 14 条 7 項の規定により会議を非公開としたいと思いますが、異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、本日の会議を非公開といたします。

それでは、議案の審議を行いますので、事務局より説明をお願いいた します。

庶務課長 それでは、日程第1、議案第 13 号「杉並区教育委員会幹部職員の任命について」を上程いたします。それでは、私からご説明いたします。

議案を1枚おめくりください。令和3年4月1日付けで、新たに任命する杉並区教育委員会の幹部職員でございます。まず「教育委員会事務局次長」につきましては、現在「保健福祉部長」の齋藤俊朗が異動してまいります。

次に、「学校整備担当部長」につきましては、現在、同役職の中村一郎が退職となりますが、再任用として引き続き務めます。

次に、「庶務課長」につきましては、現在「学務課長」の村野貴弘が 異動いたします。

次に、「学務課長」につきましては、現在「特別支援教育課長」の正 富富士夫が異動いたします。

次に、「特別支援教育課長」につきましては、現在「区民生活部スポーツ振興課長」の矢花伸二が異動してまいります。

次に、「学校支援課長」につきましては、現在「保健福祉部参事(保 健福祉部高齢者施策課長事務取扱)」の出保裕次が再任用で務めます。 次に、「杉並区立済美教育センター教育相談担当課長」につきましては、現在「杉並区立高井戸東小学校副校長」の鈴木壮平が異動してまいります。

次に、「杉並区立済美教育センター統括指導主事」には、現在「杉並区立済美教育センター教育相談担当課長」の佐藤永樹が異動いたします。 次に、「杉並区立済美教育センター統括指導主事」につきましては、 現在「東京都教育庁都立学校教育部高等学校教育課指導主事」の加藤則 之が異動してまいります。

次に、「就学前教育支援センター所長」につきましては、「特別支援 教育課長」の矢花伸二が兼務をいたします。

最後になりますが、「杉並区立中央図書館次長」につきましては、現在「総務部コンプライアンス推進担当課長」の後藤行雄が再任用で務めます。

いずれも、人事異動等により新たに任命する必要がございますので、 議案の朗読は省略をさせていただきます。以上で説明を終わります。

ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、 よろしくお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第 13 号につきましては、 原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- **教育長** 異議ございませんので、議案第 13 号につきましては、原案のと おり可決といたします。
- 底務課長 それでは日程第2、議案第 14 号「杉並区立子供園幹部職員の 任命について」を上程いたします。教育人事企画課長からご説明いたし ます。
- **教育人事企画課長** それでは、私から議案第 14 号「杉並区立子供園幹部職員の任命について」ご説明いたします。

初めに、杉並区立子供園の園長の任命でございます。子供園長として 昇任する者が1名、転任が3名、新たに再任用となる者が1名でござい ます。

次に、杉並区立子供園の副園長の任命でございます。副園長の転任が 2名でございます。いずれも任命については令和3年4月1日付けでご ざいます。議案提出の根拠はいずれも地方教育行政の組織及び運営に関する法律第21条第3号の規定に基づくものでございます。任命の対象職員の氏名等詳細につきましては、お手元の資料をご覧ください。

以上で説明は終わります。議案の朗読は省略をさせていただきます。

- **庶務課長** それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がご ざいましたら、お願いいたします。
- **教育長** 副園長について、川副副園長が兼務になっていますが、これは高井戸西子供園にずっといるということなのですか。日によって分けたりとか、やり方があるのでしょうか。
- **教育人事企画課長** こちらのほうは、現園長ともいろいろと調整しているところではございますが、基本的には高井戸西子供園への配置になります。高円寺北子供園につきましては、昇任の園長となりますので、そちらもしっかりとサポートしながらやっていくということで、考えてございます。
- **庶務課長** ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。 それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。
- **教育長** それでは、議案の採決を行います。議案第 14 号につきましては、 原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

- **教育長** 異議ございませんので、議案第 14 号につきましては、原案のと おり可決といたします。
- **庶務課長** それでは日程第3、議案第 15 号「職員の懲戒処分について」 を上程いたします。引き続き、教育人事企画課長からご説明いたします。
- 教育人事企画課長 それでは、私から議案第 15 号「職員の懲戒処分について」ご説明いたしますが、当議案の提出に先立ちまして、教育長から 杉並区教育職員懲戒分限審査委員会へ処分についての諮問を行い、答申 を得ておりますので、参考資料としてお配りをさせていただいております。

それでは議案についてご説明いたしますので、議案を1枚おめくりください。対象職員は記載のとおりでございます。処分の内容は免職でございます。次に、処分の理由についてご説明いたします。当該事象につきましては、先日の委員会でもご説明いたしましたとおり、令和2年9月6日の午後1時頃から2時頃までの間、新宿区内のインターネットカ

フェにおいて、ソーシャルネットワーキングサービス上で知り合った、当時 14 歳の女性に対して、18 歳未満であることを知りながら、現金を供与して性的行為を行ったというものでございます。このような行為は教育現場で子どもたちを指導する立場である教育公務員としてあるまじき行為であり、教育行政に対する信頼を大きく損なうものであることに疑問の余地はなく、地方公務員法第 33 条に規定する信用失墜行為の禁止に明らかに違反いたします。よって、地方公務員法第 29 条第1項第1号及び第3号により、懲戒処分として免職とするというものでございます。なお、免職とする場合には労働基準法第 20 条の規定により解雇予告を行う必要がございます。ただし、本人の責に帰すべき事由に基づいて解雇する場合であって、特別区人事委員会の認定が得られた場合は解雇予告は不要となりますので、本議案をご議決いただきましたら、速やかに特別区人事委員会に解雇予告の除外認定の申請を行い、認定が得られれば、速やかに処分発令を行うというものでございます。

以上で説明を終わります。議案の朗読は省略させていただきます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がご ざいましたら、お願いいたします。よろしいですか。

それでは、教育長、議案の採決をお願いいたします。

教育長 それでは、議案の採決を行います。議案第 15 号につきましては、 原案のとおり可決して異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

教育長 異議ございませんので、議案第 15 号につきましては、原案のと おり可決といたします。

それでは、引き続き報告事項の聴取を行います。事務局から説明をお願いいたします。

- 底務課長 それでは、報告事項1番「区立学校教育管理職(校長・副校長) の人事異動について」引き続き教育人企画課長からご説明いたします。
- 教育人事企画課長 私からは令和3年4月1日付けの区立学校の管理職の人事異動についてご報告いたします。

資料をご覧ください。この資料のとおり東京都教育委員会より内示がありました。校長・副校長ともに表の左側太線で囲まれた部分が令和3年度の管理職となっております。空欄は異動なしを表しております。令和3年度の学校数は、小学校は40校、中学校が23校、養護学校1校の

合計 64 校となります。

初めに、小学校と養護学校の校長の異動ですが、再任用校長は12名であり、今年度より3名増えております。区内からの転任が3名、昇任が2名、他地区からの昇任が2名となり、校長が変わる学校は7校となります。小学校の副校長ですが、再任用副校長は今年度同様0名であり、区内から転任が2名、他地区からの転任が4名、昇任が4名となり、副校長が変わる学校は10校でございます。

続いて、中学校の校長の異動ですが、再任用校長が8名であり、今年度より1名増えております。区内からの昇任が1名、他地区行政からの採用が1名、他地区からの昇任が2名となり、校長が変わる学校は4校となります。中学校の副校長ですが、再任用副校長は6名であり今年度より3名増えております。区内からの昇任が2名であり、副校長が変わる学校は2校でございます。以上合計いたしますと、23名の管理職が変わることとなり、そのうち10名が区内からの昇任転任、13名が他地区からの昇任転任となっております。私からは以上でございます。

庶務課長 それでは、ただいまの説明につきまして、ご意見、ご質問がご ざいましたら、お願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、ご意見ないようですので報告事項1番につきましては以上 とさせていただきます。

以上で報告事項の聴取を終わります。

教育長 それでは、以上で本日予定されておりました日程は全て終了いた しました。

本日の教育委員会を閉会いたします。ありがとうございました。